

「令和 7～12年度 臼杵市学校給食センター調理業務委託」
事業者選定におけるプロポーザル実施要領

令和6年11月
臼杵市教育委員会 学校教育課

(本要領は「臼杵市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき作成しています)

1 業務概要

(1) 件名

「令和 7～12年度 臼杵市学校給食センター調理業務委託」

(2) 業務の目的

本業務は、安心して安全な美味しい学校給食を提供するため、臼杵市学校給食センターにおける調理等業務を公募型プロポーザル方式により選定し、民間の専門業者に委託するものである。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、双方で協議し再度作成するものとする。

(4) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和12年7月31日までとする。

履行期間は、令和7年8月1日から令和12年7月31日までとする。

(5) 委託金額の提案限度額

本業務に係る概算業務価格の上限額は次のとおりとする。

年 度	上限金額(円) (消費税及び地方消費税を含む。)
令和 7 年度(8 月～3 月)	75,067,000円
令和 8 年度(4 月～3 月)	112,600,000円
令和 9 年度(4 月～3 月)	112,600,000円
令和10 年度(4 月～3 月)	112,600,000円
令和11 年度(4 月～3 月)	112,600,000円
令和12 年度(4 月～7 月)	37,533,000円
合 計	563,000,000円

(6)日程(実施スケジュール)

項目	期限・時期(予定)
プロポーザル公募開始	令和6年12月2日(月) 9時
実施要領による現地説明会	令和6年12月24日(火) 13時30分
質問書の提出期限	令和7年1月10日(金) 16時必着
質問に対する回答(提出から3日以内)	令和7年1月15日(水) 16時までに回答
参加表明書の提出期限	令和7年1月17日(金) 16時必着
企画提案書の提出期限	令和7年1月24日(金) 16時必着
第1次審査(書面)実施	令和7年1月下旬
第1次審査結果通知	令和7年1月下旬
第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和7年2月中旬
選定結果の通知	令和7年2月下旬
第1優先候補者との交渉開始	令和7年3月

(7)業務対象の施設

施設名	臼杵市学校給食センター
所在地	臼杵市大字海添2574番27
建築年月	平成12年6月
建物構造	鉄骨造(一部鉄筋コンクリート)
延床面積	1,632㎡
受配校数	小学校13校/中学校5校/教育支援施設1ヶ所
調理食数	約2,600食
調理稼働日数	約206日

2 参加資格要件

(1)本プロポーザルの参加者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。また、1つの法人若しくは同一人が代表者となっている法人が、重複して複数の参加表明を行った場合、その者の提案を無効とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- ② 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ③ 参加申込書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受

けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

- ④ 暴力団関係者(臼杵市暴力団排除条例(平成23年臼杵市条例第2号)第6条第1号に規定する暴力団関係者をいう。)又はその支配を受けた者でないこと。
- ⑤ 税金等を滞納している者でないこと。
- ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- ⑦ 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ⑧ 単一の学校給食調理施設で1日2,600食以上の調理業務受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設で同様の調理業務契約を締結していること。
- ⑨ 過去3年以内に食品衛生法の営業停止処分を受けていない者。
- ⑩ 臼杵市との連絡・調整が速やかに行えるよう大分県内に本社、支社、営業所、事業所のいずれかを本業務委託開始までに有していること。
- ⑪ 栄養士、調理師、小型貫流ボイラーを取り扱える有資格者を本業務委託開始までに配置すること。
- ⑫ 実施要領等に関する現地説明会に出席した者であること。

3 失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (2)候補者選定終了までの間に、他の提案者に自らの提案内容を故意に開示し、又は他の提案事業者と提案内容等について相談を行うこと。
- (3)事業者選定審査委員会の委員に対し、委員であることを知りつつ、直接・間接を問わず接触を求めること。
- (4)正当な理由なくヒアリング・プレゼンテーションに応じなかった場合。
- (5)その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

4 実施要領等に関する現地説明会

この実施要領等に関する現地説明会を次のとおり開催します。

- (1)日 時 令和6年12月24日(火) 13:30~15:30
- (2)場 所 臼杵市大字海添2574番27
臼杵市学校給食センター 2階会議室

(3)留意事項

- ①説明会参加希望者は、令和6年12月20日(金)までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を【様式1号】に記入し、臼杵市教育委員会学校教育課(臼杵市学校給食センター)へFAXまたは電子メールにより連絡してください。

②参加人数は、1事業者につき3名までとします。

③説明会では、原則として実施要領等の配布はしませんので、各自持参して下さい。

5 質疑応答

(1)提出

質問がある場合は、質問書【様式 2】を作成し、電子メールに添付すること。

質問書は公募開始の日から令和 7 年 1 月 10 日(金)16時までとする。

(2)回答

質問に対する回答は、質問書を受け付けてから3日以内に電子メールにて行う。

(3)その他

電子メールにて質問書を提出した場合は、送信後、本市担当者に電話にて受信確認を行うこと。

(4)無用な混乱を招くことが危惧されるときは質問に回答しない場合がある。

6 参加表明手続き

(1)提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次にあげる書類を令和7年1月17日(金)16時までに持参または郵送にて提出してください。

① 参加表明書【様式 3 号】

② 会社概要【様式任意:沿革・組織等がわかる書類、パンフレット等可】

③ (ア)財務諸表【貸借対照表・損益計算書:直近2期分】

(イ)納税証明書【国税:その3の3、都道府県及び市町村に未納がないことを示すもの】

(ウ)履歴事項全部証明書

(エ)印鑑証明書(法人実印)

④ 契約書の写し等調理実績を有していることを証する書類

【1 日2, 600 食以上の学校給食調理施設での調理業務受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理業務契約を締結していることがわかる書類】

⑤ 応募資格要件確認書【様式 3-2 号】

※ただし、白杵市競争入札参加資格を持っている場合は、(ウ)(エ)の書類については、提出不要とする。

※(イ)から(エ)の書類については、発行後3か月以内のものとしします。

(2)参加表明の辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届【様式13号】を持参又は郵送にて提出すること。

7 企画提案書の作成・提出

(1) 提出

参加表明の手続きをした事業者は、次にあげる書類を令和7年1月24日(金)16時までに、持参または郵送にて必要部数提出すること。

- ① 企画提案書提出届【様式4号】:企画提案書の正本の鑑とすること。
- ② 企画提案書(任意様式):正本1部、副本8部
 - ・A4判30頁以内の両面印刷とし、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
 - ・内容は仕様書にある業務内容等を具体的に記載すること。
 - ・各様式(様式5～11号)枚数制限の範囲内にて記載すること。
- ③ 見積書(様式12号)及び積算内訳書(様式任意):人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等も記載すること。

8 審査概要・評価基準の点数配分

企画提案書の内容を審査、また、ヒアリング・プレゼンテーションを実施し、次の項目について評価する。なお、評価は提案書の内容を審査する「第1次審査」を行い、これを通過した事業者によるヒアリング・プレゼンテーションにて「第2次審査」を実施する。

【第1次審査:提案書】

審査項目	評価の観点
(1) 学校給食に関する基本的な事項 (16点)(様式6号)	・学校給食業務に対する基本的な考え方 ・「ほんまもん農産物」など地元野菜の活用推進への協力体制
(2) 業務実施体制 (12点)(様式7号)	・組織・人員体制、欠員・休暇などに対する代替確保など ・市との連携、内部指揮命令系統 ・作業工程表、作業動線図 ・視察や学校訪問・実習生等受入れ・立ち入り検査・会議への出席・各種調査資料の提出など、市への協力体制
(3) 衛生管理体制 (10点)(様式8号)	・事業者としての衛生管理対策の考え方 ・独自の衛生管理に対するマニュアルの提案 ・調理場における衛生管理に関する対策
(4) 危機管理体制 (10点)(様式9号)	・食中毒発生防止体制 ・異物混入防止体制 ・食中毒・異物混入事故等発生時の対応 ・災害時対応及び市への協力体制

(5) アレルギー対応 (10点)(様式10号)	・安全に提供するための調理方法やマニュアル ・アレルギー対応食調理実施体制(作業工程・動線図)
(6) 研修計画 (4点)(様式11号)	・従事者に対する研修計画(開始前・定期研修等)
(7) 経営状況 (10点)	・公共事業を委託できる能力を有しているか
(8) 受託コスト (8点) (様式12、12-2号)	・見積価格は適正か

【第2次審査:プレゼンテーション・ヒアリング】

審査項目	評価の観点
(1) プレゼンテーション 及びヒアリングに関する 事項 (10点)	・説明の分かりやすさ、質問に対する的確な応答 ・事業者の熱意、取り組み姿勢
(2) その他に関する事項 (10点)	・新規雇用の際の臼杵市民優先雇用及び臼杵市の政策推進への協力度

9 プレゼンテーション・ヒアリング(第2次審査)の実施

(1) 審査

提出された企画提案書をもとにプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、委員会において評価が最も優れている事業者を選定する。なお、参加者が4者以上の場合には、第1次審査の結果により、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する事業者を3者以内に絞り込む。

(2) 実施日

プレゼンテーション・ヒアリング(第2次審査)の実施日は、令和7年2月中旬(予定)とする。

(3) 実施内容

企画提案書をもとに口頭説明を15分、質疑応答を10分とする。

- ① 実施日時、場所等詳細については電子メールにて別途通知する。
- ② 正当な理由なくプレゼンテーションに応じない、指定した時間に遅れた場合は失格とする。
- ③ 提出した企画提案書と著しく異なった内容の説明を行った場合は大幅な減点とする。
- ④ 出席者3名までとする。

10 候補者の決定等

- (1) 第1次審査において基準点以上の事業者に対して第2次審査を行い、その合計評価点で候補者の順位付けを行い、最高点の事業者を第1優先候補者とする。
- (2) 第1次審査及び第2次審査における選定結果は、全ての応募事業者に通知する。また、第2次審査後の選定結果は、臼杵市ホームページに公表する。
- (3) 臼杵市学校教育課は、決定した第1優先候補者と契約に向けた交渉を行うものとする。ただし、第1優先候補者との交渉が不調に終わった場合は、次の順位の候補者と交渉を行い、最終的に交渉が成立した事業者と契約を締結する。

11 提案書等に関する条件

(1) 遵守法令等

- ① 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規等
- ② 学校給食衛生管理基準(文部科学省)、大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)、その他関連要綱等

(2) リスク分担方針

契約締結後の市と事業者の主なリスク分担方針は、以下のとおりとする。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示すものである。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	大規模な災害や暴動等による履行不能	○	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得等の遅延等		○
計画変更	事業内容の変更	○	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
需要変動	実施条件を超える需要変動	○	
	上記以外		○
調理事故・異物混入等	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能	要求仕様不適合		○

(3) 業務委託実施に関する事項

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとする。

① 事業者の債務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合には、市は

事業者に対して修正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかった時は、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとする。

② 市の債務不履行の場合

a)市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった時は、事業者は契約を解除できることとする。

b)前号において、事業者が契約を解除した場合、事業者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとする。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び事業者双方により業務継続の可否について協議する。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は事業者は契約を解除できる。

12 その他必要な事項

(1)企画提案書の作成・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また提出書類は返却しない。

(2)提出期限後の企画提案書の再提出及び差し替えは認めない。

(3)1事業者1提案とし、複数提案は禁止とする。

(4)参加を表明した事業者が1社のみの場合にあっては、第1次審査の前に仕様書に問題がなかったかを確認するものとする。問題がないと判断した場合は、審査を実施し、当該事業者を契約候補者として選定することができるものとする。

(5)審査及び選定結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

13 連絡先・提出先

質問書等を提出する際の連絡先・メールアドレス、参加表明書等の書類の郵便による提出先は下記のとおりとする。

【連絡先】

臼杵市役所 学校教育課 臼杵市学校給食センター

電話 0972-63-1115

FAX 0972-63-1116

電子メール u-kyusyoku@city.usuki.oita.jp

【提出先】

875-0042

大分県臼杵市大字海添2574番地 27

臼杵市役所 学校教育課 臼杵市学校給食センター